

学校いじめ防止基本方針

白川町立佐見中学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、白川町立佐見中学校の全ての生徒が充実した明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

まず、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。特に「授業づくり」に重点を置き、生徒一人一人に確実に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持つことができるようにする。

次に、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめほどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、主幹教諭等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) サポート会議

週1回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(別表)

4 関係機関との連携

(1) 町組織や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、スクールカウンセラーの活用や校内研修(チェックリスト・ネットトラブル防止等)の充実を図る。

(2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、加茂察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに加茂察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。また、教育委員会等に報告する。

7 資料の保管期間

原本等の一次資料(アンケート等)は当該生徒が卒業するまで保管、結果を記録した二次資料は当該生徒が卒業後5年間保存するものとする。

8 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

②第5章 重大事態への対処

第28条 次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
 - 二 いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 2 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。